

前橋市戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム構築委託事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

前橋市戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム構築委託事業に係る企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、技術面、経費面ともに最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

なお、本事業に係る全ての資料において記載される日時は、『国立研究開発法人 情報通信研究機構』が決定する日本標準時（24時表記）を和暦変換したものです。

1 事業名

事業名は、「前橋市戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム構築委託事業」とします。

本事業は、作業工程ごとに次の各業務で構成します。

- (1) 戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム導入・設計業務
- (2) 戸籍総合システム運用・保守業務
- (3) 戸籍コンビニ交付システム運用・保守業務

2 提案内容

本事業に関する提案書（以下「提案書」という。）の記載事項は、別紙「前橋市戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム構築委託事業に係る提案依頼書」（以下「提案依頼書」という。）を前提に記載してください。

3 予算額

以下の金額を予算の上限額とします。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、上限額を超えない範囲で提案してください。

- (1) 戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム導入・設計業務
135,608,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本予算は、令和8年第3回定例会において、補正予算成立を条件とします。

なお、(2) 戸籍総合システム運用・保守業務及び(3) 戸籍コンビニ交付システム運用・保守業務については予算額を示しませんが、審査において価格点として評価します。

4 契約期間・履行期間

各業務の契約期間は、次のとおりとします。(2) 及び (3) の契約については、(1) の業務を請け負う事業者と随意契約を締結します。

なお、各業務の契約期間内での実施が困難な場合は、対応し得るスケジュールを提案してください。

- (1) 戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム導入・設計業務

令和8年11月1日から令和10年3月31日まで

- (2) 戸籍総合システム運用・保守業務

令和10年2月1日から令和10年3月31日まで

- (3) 戸籍コンビニ交付システム運用・保守業務

令和10年3月1日から令和10年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による当市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 当市の令和8年度の商品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：情報処理、小分類：システム開発・保守」が含まれていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受注者候補の特定の日までの期間に、前橋市商品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム及びプライバシーマークの認証を受けているか、それに準じる情報保護体制を整えていること。
- (8) 下請け等においても、(1) から (7) の条件を全て満たすこと。

6 選定及び契約方法

- (1) 本事業の選定方法及び契約方法

本事業の受注者選定は、技術点及び価格点の合計で審査します。

書類審査及びプレゼンテーションの合計で評価が最上位である者を優先交渉事業者とし、契約交渉を行います。この結果に基づき、本事業の契約の相手方となる事業者と当市は次のとおり随意契約を締結します（次のアからウまでの工程を参照）。

ア 戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム導入・設計業務

イ 戸籍総合システム運用・保守業務

ウ 戸籍コンビニ交付システム運用・保守業務

（２）事業費の提出

本事業の受注者選定に当たっては、前述のとおり技術点及び価格点による審査を行います。価格点については、様式２を使用して各工程における事業費を算出し、すべての項目について見積額を提出してください。

また、様式２で示す見積根拠が分かるよう、事業費明細を提出してください。

（３）その他

現行システムの保守満了期限を踏まえ、令和９年度中の「本稼働」できるスケジュールであることを選定の条件とします。なお、ここでいう「本稼働」は当市職員の検証作業・操作研修までを終え、日常業務が行える状態であることをいいます。

7 スケジュール

（１）企画提案公告 令和８年７月２４日（金）

（２）実施要領の公表期間、提案書受付期間

令和８年７月２４日（金）から

令和８年８月２８日（金）１７時まで（必着）

（３）参加表明書、質問票の提出

令和８年７月２４日（金）から

令和８年８月１４日（金）１７時まで（必着）

（４）質問に対する回答 令和８年８月１９日（水）まで

（５）書類審査 令和８年８月３１日（月）から

令和８年９月８日（火）まで

（６）プレゼンテーション・ヒアリング

令和８年９月１７日（木）から

令和８年９月１８日（金）まで

（７）審査結果通知 令和８年９月３０日（水）

※審査を経て、優先交渉事業者を決定します。

（８）契約交渉 令和８年１０月上旬

8 質問受付及び回答

（１）質問受付期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月14日（金）17時まで（必着）

（2）質問様式

【様式1】質問票のとおり

（3）提出方法

ＬｏＧｏフォームから提出してください。

（4）提出先

「16 提出先・問い合わせ先」のとおり

（5）回答方法

上記受付期間までに寄せられた質問に対する回答は、前橋市ホームページに掲載するとともに、参加表明のあった全事業者へ電子メールにて送付します。

なお、質問は、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、審査に係る質問は一切受け付けません。

9 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募する事業者は、次のとおり参加表明書と誓約書を提出の上、企画提案に係る仕様書・必要資料を受領し、当該資料に基づき、提案書を作成してください。

（1）参加表明書及び誓約書受付について

ア 受付期間 令和8年7月24日（金）から令和8年8月14日（金）17時まで（必着）

イ 提出書類

参加表明書及び誓約書 別紙により1部

ウ 提出方法

ＬｏＧｏフォームから参加表明書及び誓約書を提出してください。その後、当市より、参加表明書記載のメールアドレス宛に企画提案に係る仕様書・必要資料を送付します。

なお、参加表明書及び誓約書の提出がない事業者又は別紙「提案依頼書」の内容に沿わない提案は一切受け付けません。

エ 提出先

「16 提出先・問い合わせ先」のとおり

10 提案書の提出手続き等

（1）提案書受付について

ア 受付期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月28日（金）17時まで（必着）

イ 提出書類（正本1部、副本5部、ファイル形式（副本）1式）

提案の内容については、別紙「提案依頼書」を参照してください。

- (1) 提案書（様式4）
- (2) 任意様式の提案書
- (3) 概算見積（様式2）
- (4) 見積書及び内訳書（任意様式）
- (5) 導入・設計業務に係る全体スケジュール
※各工程が明らかになっているもの
- (6) 業務遂行体制図（様式5）
- (7) 受注実績調書（様式6）
- (8) 非機能要件一覧（様式7）

ウ 添付書類（1部）

- (1) 会社概要
- (2) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (3) 決算書 ※1

※1 提案書提出日から見て直近のもの。

エ 提出方法

持参又は郵送（一般書留・簡易書留）によるものとし、ファイル形式（副本）は、提出書類一式を電子データ（CD又はDVD）で提出してください。

なお、提出する媒体は、審査資料として扱うため、正本との整合性を確保した上で Windows 11 Pro で稼働する端末において判読可能な形式で提出してください。

また、提案書を構成するファイルについては、Microsoft Office 2024 又は Adobe Reader で閲覧可能なファイル形式としてください。

オ 提出先

「16 提出先・問い合わせ先」のとおり

(2) 提出書類の取り扱い

ア 提案書の様式

提案書はA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には、片面印刷でA4サイズに折り込み、提案書が様式単位で複数ページになるときは、右肩に番号を振ってください。

例) 1 / 2 2 - 1

イ パンフレット等の添付書類

別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめてください。

ウ 追加書類

提案書の他に、審査、選考上、当市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

エ 記載内容の変更等の禁止

提案書を一度提出後、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

オ 提出書類の返却

提出された提案書及び添付資料は返却しませんので、ご了承ください。

カ 費用について

応募に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

キ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

ク 資料の取り扱い

(ア) 当市から提供する資料

当市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

(イ) 本事業の応募資料

本事業の選定作業以外の目的では使用しません。他団体に、提供することは一切なく、資料は厳重に保管いたします。保管期間経過後は、速やかに廃棄します。

1 1 参加の辞退

(1) 応募者は、参加表明書を提出後、本事業への参加を辞退することができます。

(2) 応募者は、前項の規定により辞退を申し出るときは、参加辞退届（様式3）を令和8年8月28日（金）17時までに後述する提出先へメールにより提出してください。

(3) 本事業への参加を辞退したことにより、他の事業への不利益は生じません。

1 2 審査

企画提案書等の書類審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行います。

なお、審査内容は非公開とし、審査内容、審査結果に関する異議申し立ては、一切認めません。

また、審査は、以下の方法に基づき行い、評価が最上位である者を優先交渉業者とします。

(1) 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施予定日時

令和8年9月17日（木）または9月18日（金）

※実施場所及び時間は、後日個別に連絡します。

イ 時間配分

1 提案者あたり75分以内とします。

(ア) 企画提案書の説明（４５分）

(イ) ヒアリング（３０分）

ウ 参加人数

プレゼンテーションを行う者は、必ず本事業の実施体制に含まれる者とし、１提案者あたりの出席者は、６名以内とします。

エ その他

(ア) プレゼンテーションで使用するモニターについては、事務局で用意しますが、パソコンは提案者が用意してください。

※事務局用意物品：４３型液晶モニター、HDMI ケーブル、電源タップ

(イ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布は認めません。

(２) 審査

ア 以下の点を当市の市民課職員及び情報政策課職員で構成する事務局（以下、「事務局」という。）が審査します。

イ 審査は、技術点、価格点の合計をもって行います。

審査＝ 技術点 ＋ 価格点

評価項目	配 点
提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング (技術点)	１０００点
価格評価（価格点）	３００点
合 計	１３００点

【提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング 配点１０００点】

分類	項目	配点	主な基準
合計		１０００	
提案書及び プレゼンテ ーション	全体概要	５０	・ 当市の背景や方針を踏まえた取り組み方針への理解度、妥当性 ・ 当市のライフサイクルコストの削減または財源確保を行える取り組みの妥当性、優位性 ・ 当市とのコミュニケーション方法、手段の妥当性、優位性
	実施体制	８０	・ 責任者、担当者の経験・資格 ・ プロジェクト管理の考え方
	導入実績	２００	・ 他自治体への導入実績
	業務機能	１１０	・ 提案する戸籍総合システムのサービス構成、機能全般、コンビニ交付システムにおける証明発行サーバ及び住記システムとの連

			携の充足度、優位性 ・標準仕様書の改版に対する対応方針の妥当性、優位性
	データ移行	1 2 0	・データ移行の実績、スケジュール、作業工程、作業内容の理解度、妥当性、優位性
	システム構成/ セキュリティ対策	1 0 0	・全体構成、クラウド構成、処理方式、性能及び拡張性、セキュリティ要件の充足度、優位性
	操作研修/マニュアル作成	5 0	・操作研修、利用マニュアルの内容の妥当性、優位性
	運用保守/サポート体制	2 2 0	・運用保守の妥当性、優位性 ・運用保守コストの削減内容の妥当性、優位性 ・将来の制度改正または標準仕様書改版時の費用負担に係る妥当性、優位性 ・個人情報扱う職員の教育状況に関する妥当性
	追加提案	7 0	・追加提案の妥当性、優位性

【価格評価 配点 3 0 0 点】

分類	項目	配点	主な基準
合計		3 0 0	
見積書	導入設計業務	1 0 0	・ $100 \times (\text{上限額} - \text{各社提示金額}) \div \text{上限額}$
	運用保守業務	1 0 0	・ $100 \times (\text{最低見積金額} \div \text{各社提示額})$
	過去 5 年の制度改正費用	1 0 0	・ $100 \times (\text{最低見積金額} \div \text{各社提示額})$

ウ 審査の結果、最上位となる者を優先交渉事業者とし、次に優れた事業者を次点交渉事業者とします。

エ 最上位となる事業者が複数の場合は、くじ引きで優先交渉事業者と次点交渉事業者を選定します。

オ 優先交渉事業者の決定後、速やかに採用通知を送付します。優先交渉事業者以外には、不採用通知を送付します。

なお、審査内容、審査結果に関する異議申し立ては、一切認めません。

1 3 契約交渉

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は当市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合、次点交渉事業者と交渉する場合があります。
- (3) 本調達の導入・設計業務の期間満了後は、特段の事情がない限り、保守運用契約を5年間締結しますが、契約は、年度ごとに更新します。

1 4 失格条項等

本事業の参加表明者が次の事項に該当した場合は、審査の上、失格とします。

- (1) 提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (5) 実施要領以外の方法で、事務局又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (6) 参加表明書提出期限以降において、指名停止の措置を受けた場合
- (7) 実施要領に違反又は逸脱した場合

1 5 その他

- (1) 応募者は、いかなる場合においても提案時及び本契約の履行中に知り得た情報（業務に係る事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこととします。
- (2) 本実施要領に定めのない事項については、当市と協議のうえ、取り決めるものとします。
- (3) 本事業の提案にあたっては、本書及び別紙「提案依頼書」に示された内容に関するものに限りします。
- (4) 契約保証金 免除

1 6 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市 市民部 市民課 戸籍係

担当：手嶋、皆川

TEL：027-898-6103（直通）

[Email：siminka@city.maebashi.gunma.jp](mailto:siminka@city.maebashi.gunma.jp)

LoGo フォーム：

【参加表明書及び誓約書提出フォーム】

<https://logoform.jp/form/dWZu/1685712>

【質問受付用フォーム】

<https://logoform.jp/form/dWZu/1691578>